（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に供給したときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該再生可能エネルギー電気の供給量に解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　［略］

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

2　法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　［略］

4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の四による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（積立金管理業務規程で定める事項）

第十三条の九　法第十五条の十四第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　積立金管理業務を行う事務所に関する事項

二　積立金管理業務の実施方法に関する事項

三　積立金管理業務に関する秘密の保持に関する事項

四　積立金管理業務に関する公正の確保に関する事項

五　積立金管理業務に関する帳簿、書類の管理及び保存に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、積立金管理業務に関し必要な事項

2　推進機関は、法第十五条の十四第一項前段の規定により積立金管理業務規程の認可を受けようとするときは、様式第七の六による申請書に当該認可に係る積立金管理業務規程を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

3　推進機関は、法第十五条の十四第一項後段の規定により積立金管理業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第七の七による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に供給したときは、当該再生可能エネルギー電気の供給の対価の支払日において、当該再生可能エネルギー電気の供給量に解体等積立基準額を乗じて得た額の金銭を解体等積立金として当該電気事業者に納付するものとする。

二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　［略］

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が特定契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

（解体等積立金の取戻し）

第十三条の七　［略］

2　法第十五条の九の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　［略］

4　法第十五条の十の規定により解体等積立金を取り戻そうとする者は、様式第七の三による申請書を推進機関に提出しなければならない。

（認定の失効及び取消しに伴う措置）

第十三条の八　法第十五条の十二第一項の規定による再生可能エネルギー発電設備の解体等を完了したことについての確認を受けようとする者は、様式第七の四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

［新設］